

## 【ポイント】

- 明15日午前5時から、ガンパハ県カトゥナヤカ（Katunayake）警察管区にも外出禁止令が発令される予定です。
- 空港への移動などで同地域へアクセスする場合は、必ずパスポートとEチケットなど外出目的が分かる文書をいつでも提示できる状態にしておいてください。
- 引き続きスリランカ当局が発表する最新情報の収集、定期的な手洗い・手指の消毒を行うとともに、外出時にはマスクを着用し、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）を保つなどの感染症対策に努めてください。

## 【本文】

1 スリランカ当局は、明15日午前5時から、ガンパハ県カトゥナヤカ（Katunayake）警察管区にも外出禁止令が発令される予定です。同地域は、バンダラナイケ国際空港が位置するエリアでもありますので、空港への移動などで同地域へアクセスする場合は、必ずパスポートとEチケットなど外出目的が分かる文書をいつでも提示できる状態にしておいてください。また、これまでに外出禁止令が発令されていたガンパハ県の18警察管区（Gampaha, Ganemulla, Kirindiwala, Dompe, Malwathuhipitiya, Meerigama, Nittambuwa, Pugoda, Veyangoda, Minuwangoda, Weeragula, Weliweriya, Pallewela, Yakkala, Ja-Ela, Kandahana, Divulapitiya, Seeduwa）への外出禁止令も引き続き有効です。

2 今月初めにガンパハ県ミヌワンゴダ（Minuwangoda）で判明した集団感染に起因する感染者は、1,600人を超えており、引き続き十分な注意が必要ですが、噂やフェイクニュースに惑わされることのないよう当局が発表する最新情報の収集に努めてください。また、スリランカ保健省は更なる感染拡大を防止するため、衛生ガイドラインを遵守するよう協力を求めています。各種ガイドライン等は以下のスリランカ保健省ホームページにてご確認ください。

スリランカ保健省

[http://www.health.gov.lk/moh\\_final/english/](http://www.health.gov.lk/moh_final/english/)

スリランカ保健省（Health Promotion Unit）

<https://hpb.health.gov.lk/en/covid-19>

3 当地の在留邦人の皆様及び当地を訪問中の邦人の皆様におかれましては、引き続き、こまめな手洗い・手指の消毒をし、他人と会話をする時などはマスクを着用し、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）を保ち、自宅やオフィスでの定期的な換気などを行ってください。また、規則正しい生活や十分な睡眠をとるなど自己の健康管理に努め、正しい知識に基づいた感染症対策を行い、自己のみならず、他人に感染させないような行動を心がけてください。

【参考】官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

【当館新型コロナ関連リンク】

過去の当館からの領事メールや新型コロナウイルス感染症関連情報を確認する場合は、以下のウェブサイトからご利用いただけます。

[https://www.lk.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000915.html](https://www.lk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000915.html)

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831

このメールは、在留届にて届け出のあったメールアドレス及び「たびレジ」登録者に配信しています。

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国・移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>